

平成18年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号  
丸 文 株 式 会 社  
代表取締役社長 佐 藤 敬 司

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討願ひまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、平成18年6月28日までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時  
2. 場 所 東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号  
当社4階 会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第59期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) 営業報告書、貸借対照表および損益計算書ならびに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件  
(2) 第59期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) 連結貸借対照表および連結損益計算書ならびにその監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 第59期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類(35頁から44頁まで)」に記載のとおりであります。  
第3号議案 取締役3名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主に限ります。)

## 添付書類

### 営業報告書

〔自 平成17年4月1日〕  
〔至 平成18年3月31日〕

#### 1. 営業の概況

##### (1) 営業の経過及び成果

当期のわが国の経済は、企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、雇用・所得環境の改善や株価の上昇に伴って個人消費も持ち直すなど、景気は回復基調で推移しました。

当社が属するエレクトロニクス業界は、薄型テレビや携帯型音楽プレーヤーなどのデジタル家電が活況で、また第3世代携帯電話への買い替え需要増もあり好調に推移しました。半導体市場につきましては、期初は在庫調整により停滞が続いたものの、パソコン及び携帯電話の世界的な需要の増加により年央から緩やかな回復基調となりました。

このような経営環境のもとで、当社は、成長分野への商品の拡販を進めるとともに、新規商品、新規事業の早期立上げに向けた人材の確保と育成に注力し、業績の向上に努めてまいりました。

デバイス事業においては、事務機器向けやコンピュータ向けの半導体の売上が減少しましたが、第3世代携帯電話向けやワイヤレス通信向けの半導体が期を通じて好調で、売上が大幅に伸長しました。

システム事業においては、光通信用部品の需要は増加しましたが、半導体検査装置などの試験計測機器や成膜装置の売上が減少し、航空宇宙機器も低調に推移しました。

その結果、売上高は174,197百万円と、前期に比べ21,324百万円(13.9%)の増収となりました。

利益面におきましては、売上の増加に伴う売上総利益の増加及び販売管理費の減少により営業利益は3,653百万円と、前期に比べ881百万円(31.8%)の増益、経常利益は3,413百万円と、前期に比べ756百万円(28.5%)の増益、当期純利益は1,966百万円と、前期に比べ787百万円(66.8%)の増益となりました。

次に、部門別売上高は以下のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減
デ バ イ ス 事 業	百万円 156,057	% 89.6	% 21.8
半 導 体	142,823	82.0	22.7
一 般 部 品	13,234	7.6	12.6
シ ス テ ム 事 業	18,139	10.4	△26.6
合 計	174,197	100.0	13.9

(注) 構成比及び前期比増減は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

## (2) 資金調達の状況

平成17年12月29日、第9回無担保社債1,000百万円を発行いたしました。  
利率年1.07%、期間5年（満期一括償還）、運転資金に充当いたしました。

## (3) 設備投資の状況

当期中に実施した主な設備投資は、社員寮の建設（埼玉県越谷市 平成17年10月に竣工）158百万円及び販売管理合理化のためのソフトウェア（平成18年7月稼働予定）755百万円であります。なお、これらに伴う資金は自己資金にて充当いたしました。

## (4) 会社が対処すべき課題

当社が属するエレクトロニクス業界は、デジタル家電市場の拡大や自動車の電装化の進展、新興市場での携帯電話やパソコンの需要増などにより、今後も着実な成長が見込まれております。

一方で、エレクトロニクス製品のライフサイクルの短縮化や価格競争の激化、生産拠点のグローバル化が進み、顧客並びに仕入先がエレクトロニクス商社に求める役割、機能も一層高度化しております。

このような環境のもと、当社は、成長市場を見極め、付加価値の高い商品の開発や顧客基盤の拡大を推進するとともに、事業拡大に伴う販売体制の整備やグループ各社との連携によるグローバルサポート体制の拡充及びサービス品質の向上に取り組み、持続的な成長と収益力の向上に努めてまいります。

また、業務効率の改善並びに在庫管理の徹底、売上債権の流動化、固定資産の圧縮等に取り組み、強固な財務体質の構築を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第56期	第57期	第58期	第59期(当期)
	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日	自平成15年4月1日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
売 上 高(百万円)	133,322	138,520	152,872	174,197
経 常 利 益(百万円)	879	1,318	2,657	3,413
当 期 純 利 益(百万円)	414	716	1,179	1,966
1株当たり当期純利益 (円)	14.60	25.57	42.79	72.22
総 資 産(百万円)	77,132	79,688	79,136	91,245
純 資 産(百万円)	26,090	26,295	26,847	28,651
自 己 資 本 比 率 (%)	33.8	33.0	33.9	31.4

(注) 第57期より、「商法施行規則」(平成14年3月29日法務省令第22号 最終改正平成17年1月13日法務省令第4号)を適用し、従来の「当期利益」、「1株当たりの当期利益」を「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。

#### 第56期

部材事業は携帯電話向けの特定用途ICやカスタムICが大幅に増加したほか、デジタルスチルカメラ向けやプラズマディスプレイ向けが好調に推移し、増収となりました。機器事業は航空宇宙機器が堅調に推移しましたが、北米通信市場の縮小により光通信機器の需要が大幅に減少し、また企業の設備投資抑制の影響を受けて産業機器などの設備機器の売上が低迷したことから減収となりました。その結果、売上高は前期比11.3%増、経常利益は11.1%増、当期利益は414百万円（前期は1,211百万円の損失）となりました。

#### 第57期

部材事業は、プロジェクター向けが競争激化により減少しましたが、デジタルカメラや薄型テレビなどのデジタル家電向けや携帯電話向けが増加し、自動車向けも順調に推移しました。また、下期からは半導体検査装置向けの需要が拡大し、増収となりました。機器事業においては、設備投資の回復を背景に半導体検査装置などの試験計測機器の需要が増加しましたが、航空宇宙機器が大幅に減少したこと及び前年度上期に機器事業に含めていた事業の一部を部材事業に移管したことから、減収となりました。その結果、売上高は前期比3.9%増、経常利益は49.9%増、当期純利益は72.8%増となりました。

#### 第58期

デバイス事業は、下期に入り産業機器向けや薄型テレビ向けなどの需要が停滞しましたが、第3世代携帯電話向けが期を通じて好調に推移し、デジタルカメラ向けやワイヤレス通信向けも売上が増加しました。システム事業は、設備投資の増加を背景に半導体検査装置などの試験計測機器の売上が増加するとともに、新たに代理店契約を締結し商品を拡充した化合物半導体用の成膜装置の販売が伸張しました。その結果、売上高は前期比10.4%増、経常利益は101.5%増、当期純利益は64.5%増となりました。

#### 第59期

当期につきましては、前記「(1) 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## 2. 計算書類作成会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、集積回路を中心とした半導体、電子応用機器等、国内外の最先端のエレクトロニクス商品を取り扱う商社であります。

品目別の主要取扱商品は次のとおりであります。

品 目		主 要 取 扱 商 品
商	デ バ イ ス	半 導 体 汎用IC（アナログ、標準ロジック）、メモリーIC（DRAM、SRAM）、特定用途IC（マイコン、DSP、ディスプレイドライバー、DLPサブシステム）、カスタムIC（フルカスタム、ASIC）、ディスクリート（トランジスタ、ダイオード）
	一 般 部 品	電子・電気部品、ネットワーク&コンピュータ
品	シ ス テ ム	航空宇宙機器（航空機搭載機器試験装置、衛星関連機器、高周波電子機器）、試験計測機器（試験検査装置、生産設備機器、半導体製造関連機器）、レーザー機器（レーザー発振器、レーザー加工機、光学計測装置）、科学機器（成膜機器、真空部品）、コンポーネント（計測部品、光学部品、電子管）

### (2) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 100,000,000株

(注) 平成17年6月29日開催の第58回定時株主総会決議により、当社の発行する株式の総数は48,000,000株から100,000,000株に変更しております。

② 発行済株式の総数 28,051,200株

③ 1単元の株式の数 100株

④ 株 主 数 3,914名

### (3) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の当該大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
堀越善雄	3,600千株	13.45%	—千株	—%
アロウエレクトロニクスインク アカウントエフ2550876 (常任代理人 野村證券株式会社)	2,350	8.78	—	—
財団法人丸文研究交流財団	2,304	8.61	—	—
株式会社千葉パブリック ゴルフコース	1,574	5.88	—	—
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社信託口	1,121	4.19	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社信託口	972	3.63	—	—
堀越毅一	918	3.43	—	—

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,252千株あります。

2. 議決権比率および出資比率は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

### (4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

#### ① 取得した株式

普通株式 205,819株

取得価額の総額 211百万円

上記のうち取締役会決議により買い受けた株式

買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

普通株式 142,400株

取得価額の総額 152百万円

#### ② 処分した株式

普通株式 222,000株

処分価額の総額 183百万円

#### ③ 失効手続をした株式

該当事項はありません。

#### ④ 決算期末において保有する株式

普通株式 1,252,725株

## (5) 新株予約権の状況

### ① 現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
新株予約権の数	120個	170個	1,400個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株	17,000株	140,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

### ② 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

該当する事項はありません。

## (6) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
729名	2名増	37.7歳	12.0年

- (注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者71名は含まれておりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

## (7) 企業結合の状況

### ① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
丸文通商株式会社	50百万円	100.0%	医用機器、分析・計測機器等各種機器及び電子部品の販売
丸文情報通信株式会社	50百万円	90.5	システム・インテグレーション
丸文セミコン株式会社	301百万円	100.0	電子部品の販売
丸文ウエスト株式会社	30百万円	100.0	分析・計測機器等各種機器の販売
Marubun USA Corporation	US\$ 1,500千	100.0	電子部品の販売会社 (Marubun/Arrow USA, LLC.) を保有する持株会社
Marubun Taiwan, Inc.	NT\$ 60,000千	100.0	電子部品、電子機器等の販売
Marubun Semicon (Shanghai) Co.,Ltd.	US\$ 285千	100.0	電子部品の販売
Marubun/Arrow Asia, Ltd.	US\$ 7,201千	50.0	電子部品の販売会社 (Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. 及び Marubun/Arrow (HK) Ltd.) を保有する持株会社
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	US\$ 3,639千	50.0	電子部品の販売
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	US\$ 4,490千	50.0	電子部品の販売
Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd.	THB 38,000千	50.0	電子部品の販売
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	US\$ 2,001千	50.0	電子部品の販売
Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd.	US\$ 280千	50.0	電子部品の販売

(注) 1. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は、間接保有を含めた数値であります。

## ② 企業結合の経過

地域並びに顧客特性に応じた品揃え、サービスの提供をさらに一層推進するとともに、意思決定のスピードアップを図るため、平成17年5月に新設会社分割の方式により新たに設立した丸文ウエスト株式会社の全株式を取得し、当期から連結の範囲に含めております。

前期まで持分法適用の関連会社であったMarubun/Arrow Asia,Ltd.は、実質的に支配している状況から判断して、当期から連結の範囲に含めることといたしました。なお、Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.及びMarubun/Arrow (HK) Ltd.は、Marubun/Arrow Asia,Ltd.の100%子法人であります。また、Marubun Arrow (Thailand) Co.,Ltd.、Marubun/Arrow (Phils) Inc.及びMarubun/Arrow (Shanghai) Co.,Ltd.はMarubun/Arrow Asia,Ltd.の間接所有100%子法人であります。

## ③ 企業結合の成果

連結対象子法人は上記の重要な子法人等13社であります。持分法適用の関連会社はMarubun/Arrow USA,LLC.、Gradebay, Ltd.及び株式会社フオーサイトテクノの3社であります。Gradebay, Ltd.は平成17年9月にNordiko,Ltd.から社名を変更いたしました。

なお、Marubun USA Corporationは平成15年12月末日をもって営業活動に係る事業を終結し、Marubun/Arrow USA,LLC.の持株会社として存続しております。

当連結会計年度の売上高は237,508百万円（前連結会計年度比39.0%増）、経常利益は5,050百万円（前連結会計年度比43.5%増）、当期純利益は2,674百万円（前連結会計年度比46.9%増）となりました。

## (8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社三菱東京UFJ銀行 (旧：株式会社東京三菱銀行)	15,600百万円	479千株	1.79%
株式会社みずほコーポレート銀行	4,000	—	—
株式会社横浜銀行	3,200	—	—
株式会社滋賀銀行	3,200	87	0.33

(注) 議決権比率は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(9) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区
南 砂 事 業 所 ( テ ク ニ カ ル セ ン タ ー )	東京都江東区
東 日 本 物 流 セ ン タ ー ( 南 砂 倉 庫 ) ( 新 砂 倉 庫 )	東京都江東区
大 宮 支 店	埼玉県さいたま市大宮区
立 川 支 店	東京都立川市
湘 南 支 店	神奈川県藤沢市
松 本 営 業 所	長野県松本市
中 部 支 社	愛知県名古屋市中村区
関 西 支 社	大阪府大阪市淀川区
西 日 本 物 流 セ ン タ ー	大阪府大阪市住之江区
九 州 支 店	福岡県福岡市博多区

## (10) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役会長	堀 越 毅 一	
代表取締役社長	佐 藤 敬 司	
専務取締役	稲 村 明 彦	人事部、総務部、物流管理部、丸文通商株式会社担当
専務取締役	黒 川 佳 一	経営企画部、広報室、経理部、業務部、法務室、丸文情報通信株式会社担当
常務取締役	遠 藤 洋 一	Marubun USA Corporation、Marubun Taiwan, Inc.、Marubun/Arrow Asia, Ltd.、Marubun/Arrow USA, LLC. 担当兼デバイスカンパニー社長
常務取締役	野 崎 孝	株式会社フォーサイトテクノ担当兼システムカンパニー社長
常務取締役	堀 内 洋	丸文セミコン株式会社担当兼デバイスカンパニー副社長
取 締 役	阿 部 要 一	丸文ウエスト株式会社担当兼システムカンパニー副社長およびシステムカンパニーシステム営業本部長
取 締 役	小 西 敏 通	デバイスカンパニーマーケティング第2本部長
取 締 役	曾 田 辰 美	デバイスカンパニー社長室長
取 締 役	藤 原 忠	デバイスカンパニー西日本デバイス営業本部長および関西支社長
取 締 役	細 川 尚 男	デバイスカンパニー東日本デバイス営業本部長
取 締 役	丸 川 章	監査室長
取 締 役	谷 上 秀 行	Marubun/Arrow USA, LLC. CEO
取 締 役	水 野 象 司	丸文セミコン株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	岸 川 隆 英	
常 勤 監 査 役	田 中 良 昭	
監 査 役	奈 良 久 彌	株式会社三菱総合研究所特別顧問
監 査 役	濱 口 道 雄	ヤマサ醤油株式会社取締役社長

(注) 1. 平成17年6月29日開催の第58回定時株主総会における異動

新任	取締役	小西敏通氏	退任	取締役	大島隆則氏
	取締役	藤原 忠氏		取締役	村田宣彦氏
	取締役	細川尚男氏			

2. 監査役 奈良久彌、濱口道雄の両氏は旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

#### (11) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成18年4月24日開催の当社取締役会決議に基づき、平成18年5月1日に固定資産5物件を譲渡いたしました。

#### (1) 譲渡の理由

財務体質の強化を図るため、固定資産の圧縮（投資不動産の売却）の一環として譲渡いたしました。

#### (2) 譲渡資産5物件の種類

- ① 所在地 : 千葉県成田市寺台字川向9番11、9番12、9番13  
土地 : 以上3筆の土地の内地積1,956.15㎡  
建物 : 上記土地上、家屋番号9-11 床面積 298.54㎡  
駐車場 : 上記土地の内、空地部分全部  
譲渡前の使途 : ロイヤル株式会社への賃貸
- ② 所在地 : 千葉県成田市寺台字川向9番3、40番  
土地 : 地積6,770.57㎡  
譲渡前の使途 : 株式会社サンフジ企画への賃貸
- ③ 所在地 : 千葉県成田市寺台字川向9番10  
土地 : 地積357.00㎡  
譲渡前の使途 : 株式会社サンフジ企画への賃貸
- ④ 所在地 : 千葉県成田市寺台字川向9番13の内一部  
土地 : 地積676㎡の内213.17㎡  
譲渡前の使途 : ダイハツ千葉販売株式会社への賃貸
- ⑤ 所在地 : 石川県金沢市松島1丁目40番  
土地 : 地積2,866.84㎡  
譲渡前の使途 : 丸文通商株式会社への賃貸

#### (3) 譲渡した相手会社の名称

- ①～④ : 株式会社千葉パブリックゴルフコース（役員及び個人主要株主等  
であります）
- ⑤ : 丸文通商株式会社（当社の子法人であります）

#### (4) 譲渡価額

- ①～④ : 600百万円
- ⑤ : 209百万円

(5) 譲 渡 損 益

①～④： 譲渡益 329百万円

⑤： 譲渡損失 128百万円

---

(注) 本営業報告書中の記載金額および持株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	4,258	1. 支払手形	1,428
2. 受取手形	1,740	2. 買掛金	25,424
3. 売掛金	45,403	3. 短期借入金	27,500
4. 商品	21,910	4. 未払金	772
5. 前渡金	689	5. 未払費用	284
6. 前払費用	87	6. 未払法人税等	1,111
7. 繰延税金資産	433	7. 未払事業所税	24
8. 未収消費税等	473	8. 前受金	346
9. その他の流動資産	213	9. 預り金	346
貸倒引当金	△17	10. 賞与引当金	628
流動資産合計	75,192	11. その他の流動負債	108
II 固定資産		流動負債合計	57,974
1. 有形固定資産		II 固定負債	
(1) 建物	1,676	1. 社債	1,000
(2) 構築物	55	2. 長期借入金	2,000
(3) 機械及び装置	0	3. 退職給付引当金	666
(4) 車両及び運搬具	4	4. 役員退職慰勞引当金	367
(5) 工具器具及び備品	574	5. 預り保証金	584
(6) 土地	2,300	固定負債合計	4,618
有形固定資産合計	4,611	負債合計	62,593
2. 無形固定資産		(資本の部)	
(1) ソフトウェア	1,008	I 資本金	6,214
(2) 電話加入権	26	II 資本剰余金	
(3) ソフトウェア仮勘定	907	資本準備金	6,351
(4) その他の無形固定資産	8	資本剰余金合計	6,351
無形固定資産合計	1,951	III 利益剰余金	
3. 投資その他の資産		1. 利益準備金	1,553
(1) 投資有価証券	2,609	2. 任意積立金	
(2) 関係会社株式	2,086	(1) 買換資産圧縮記帳積立金	854
(3) 長期前払費用	46	(2) 別途積立金	11,000
(4) 繰延税金資産	896	3. 当期末処分利益	2,926
(5) 投資不動産	2,322	利益剰余金合計	16,335
(6) 差入保証金	472	IV その他有価証券評価差額金	801
(7) 保険掛金	529	V 自己株式	△1,051
(8) その他の投資	528	資本合計	28,651
投資その他の資産合計	9,489	負債資本合計	91,245
固定資産合計	16,052		
資産合計	91,245		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔自 平成17年 4月 1日〕  
〔至 平成18年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		174,197
II 売 上 原 価		
1. 商 品 期 首 た な 卸 高	19,167	
2. 当 期 商 品 仕 入 高	159,879	
合 計	179,047	
3. 他 勘 定 振 替 高	124	
4. 商 品 期 末 た な 卸 高	21,910	157,012
売 上 総 利 益		17,184
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
1. 販 売 諸 掛	585	
2. 役 員 報 酬	316	
3. 従 業 員 給 料	3,506	
4. 従 業 員 賞 与	913	
5. 賞 与 引 当 金 繰 入 額	562	
6. 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	321	
7. 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額	39	
8. 福 利 厚 生 費	737	
9. 旅 費 及 び 交 通 費	672	
10. 賃 借 料	346	
11. 業 務 委 託 費	2,059	
12. 不 動 産 賃 借 料	805	
13. 事 業 所 税	24	
14. 減 価 償 却 費	896	
15. そ の 他	1,743	13,531
営 業 利 益		3,653
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	3	
2. 受 取 配 当 金	46	
3. 投 資 不 動 産 賃 貸 収 入	287	
4. 固 定 資 産 賃 貸 料	56	
5. 雑 収 入	116	510

(単位：百万円)

科 目	金	額
V 営業外費用		
1. 支払利息	242	
2. 社債利息	2	
3. 社債発行費	21	
4. 投資不動産賃貸費用	138	
5. 為替差損	126	
6. 雑損失	218	749
経常利益		3,413
VI 特別利益		
1. 固定資産売却益	1	
2. 投資有価証券売却益	0	
3. 投資不動産売却益	61	
4. 貸倒引当金戻入額	3	
5. その他	2	68
VII 特別損失		
1. 固定資産売却損	3	
2. 固定資産除却損	3	
3. ゴルフ会員権評価損	4	
4. 関係会社整理損	11	
5. 減損損失	9	32
税引前当期純利益		3,450
法人税、住民税及び事業税	1,494	
法人税等調整額	△11	1,483
当期純利益		1,966
前期繰越利益		1,277
自己株式処分差損		50
中間配当額		267
当期未処分利益		2,926

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び  
関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による低価法

### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

無形固定資産……………定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

投資その他の資産

投資不動産……………定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

### 6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は発生の翌営業年度に一括費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

## 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### ①ヘッジ会計の方法

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

### ③ヘッジ方針

主に当社の社内規程である「職務権限規程」、「為替管理規程」及び「デリバティブ取引運用細則」に基づきヘッジ対象に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

### ④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象となる為替予約の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。金利スワップについては、ヘッジ対象との一体処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

## 9. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

### 固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益が9百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該資産の金額から直接控除しております。

## 貸借対照表の注記

1. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務
  - (1) 短期金銭債権 268百万円
  - (2) 短期金銭債務 349百万円
  - (3) 長期金銭債務 5百万円
2. 減価償却累計額
  - (1) 有形固定資産 3,128百万円
  - (2) 投資その他の資産  
投資不動産 1,766百万円
3. 担保に提供している資産
  - (1) 建物 532百万円
  - (2) 土地 593百万円
  - (3) 投資有価証券 509百万円
  - (4) 投資不動産 1,145百万円
4. リース契約により使用する重要な固定資産  
貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電子計算機一式及びその周辺機器、乗用車等についてはリース契約により使用しております。
5. 保証債務残高 6,657百万円
6. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 801百万円

## 損益計算書の注記

1. 子会社との間の取引高
  - (1) 売上高 1,573百万円
  - (2) 仕入高 2,845百万円
  - (3) 販売費及び一般管理費 1,002百万円
  - (4) 営業取引以外の取引高 1,231百万円
2. 1株当たりの当期純利益 72円22銭  
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益（百万円）	1,966
普通株主に帰属しない金額（百万円）	34
（うち利益処分による役員賞与金）（百万円）	(34)
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,932
期中平均株式数（千株）	26,754

## 退職給付関係

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び適格退職年金制度を設けております。

### 2. 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日現在）

#### (1) 適格退職年金制度

イ. 退職給付債務	△2,426百万円
ロ. 年金資産	1,767百万円
<hr/>	
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 659百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	△ 7百万円
<hr/>	
ホ. 退職給付引当金（ハ+ニ）	△ 666百万円

#### (2) 厚生年金基金制度

年金資産の額 5,049百万円

（注）当社が加入する総合設立の厚生年金基金については、複数事業主制度のもと、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、拠出金割合により算出しております。

### 3. 退職給付費用に関する事項（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

#### (1) 適格退職年金制度

イ. 勤務費用	374百万円
ロ. 利息費用	55百万円
ハ. 期待運用収益（減算）	△ 37百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△ 71百万円
<hr/>	
ホ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ）	321百万円

#### (2) 厚生年金基金制度

厚生年金基金への要拠出額191百万円を上記(1)イ. 勤務費用に含めております。

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	発生の翌営業年度に一括費用処理

## 税効果会計関係

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	1,288
退職給付引当金	266
賞与引当金	251
役員退職慰労引当金	146
ソフトウェア	128
未払事業税	88
その他	257
繰延税金資産合計	2,427
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 563
その他有価証券評価差額金	△ 534
繰延税金負債合計	△1,097
繰延税金資産の純額	1,329

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	40.0
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	2.1
永久に益金に算入されない項目	△0.3
住民税均等割	0.6
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0

## 利益処分案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	2,926,968,011
任 意 積 立 金 取 崩 額	
買換資産圧縮記帳積立金取崩額	10,167,829
計	2,937,135,840
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金	348,380,175
1 株 に つ き 13 円	
役 員 賞 与 金	34,700,000
(うち監査役賞与金)	(1,600,000)
別 途 積 立 金	1,500,000,000
次 期 繰 越 利 益	1,054,055,665

- (注) 1. 利益配当金には自己株式1,252,725株分は含まれておりません。  
2. 平成17年12月12日に267,171,660円（1株につき10円）の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

丸文株式会社

取締役会 御中

### 至誠監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	住田光生	Ⓢ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	森永忠昭	Ⓢ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	川和浩	Ⓢ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、丸文株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第59期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り等の評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。  
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の新規適用に伴うものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

#### 後発事象

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状況に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第59期営業年度の取締役の職務執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人より随時、監査に関する報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分に関しても、上記の監査の方法のほか、必要に応じて、当該取引の状況を調査するなどの方法によって監査しました結果、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月17日

丸 文 株 式 会 社 監 査 役 会  
常勤監査役 岸 川 隆 英 ㊟  
常勤監査役 田 中 良 昭 ㊟  
監 査 役 奈 良 久 彌 ㊟  
監 査 役 濱 口 道 雄 ㊟

(注) 監査役奈良久彌、及び監査役濱口道雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	8,876	1. 支払手形及び買掛金	41,707
2. 受取手形及び売掛金	63,209	2. 短期借入金	30,635
3. たな卸資産	26,537	3. 未払法人税等	1,552
4. 繰延税金資産	627	4. 賞与引当金	848
5. その他	1,874	5. その他	2,547
貸倒引当金	△45	流動負債合計	77,291
流動資産合計	101,079	II 固定負債	
II 固定資産		1. 社 債	1,000
1. 有形固定資産		2. 長期借入金	2,000
(1) 建物及び構築物	2,134	3. 繰延税金負債	66
(2) 機械装置及び運搬具	7	4. 退職給付引当金	685
(3) 工具器具及び備品	670	5. 役員退職慰労引当金	437
(4) 土 地	2,987	6. その他	598
有形固定資産合計	5,799	固定負債合計	4,787
2. 無形固定資産		負債合計	82,079
(1) 連結調整勘定	435	(少数株主持分の部)	
(2) その他	1,842	少数株主持分	2,340
無形固定資産合計	2,277	(資本の部)	
3. 投資その他の資産		I 資本金	6,214
(1) 投資有価証券	3,188	II 資本剰余金	6,351
(2) 繰延税金資産	935	III 利益剰余金	20,680
(3) 投資不動産	1,983	IV その他有価証券評価差額金	971
(4) その他	2,371	V 為替換算調整勘定	48
投資その他の資産合計	8,479	VI 自己株式	△1,051
固定資産合計	16,556	資本合計	33,215
資産合計	117,636	負債、少数株主持分及び資本合計	117,636

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

〔自 平成17年 4月 1日〕  
〔至 平成18年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		237,508
II 売 上 原 価		214,400
売 上 総 利 益		23,108
III 販売費及び一般管理費		17,893
営 業 利 益		5,215
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	19	
2. 受 取 配 当 金	19	
3. 持 分 法 に よ る 投 資 利 益	139	
4. 投 資 不 動 産 賃 貸 収 入	271	
5. 固 定 資 産 賃 貸 料	59	
6. 雑 収 入	112	623
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	313	
2. 社 債 発 行 費	21	
3. 投 資 不 動 産 賃 貸 費 用	138	
4. 為 替 差 損	85	
5. 雑 損 失	229	787
経 常 利 益		5,050
VI 特 別 利 益		71
VII 特 別 損 失		36
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,085
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,137	
法 人 税 等 調 整 額	△86	2,050
少 数 株 主 利 益		360
当 期 純 利 益		2,674

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 13社

当該子法人等は次のとおりであります。

丸文通商株式会社

丸文情報通信株式会社

丸文セミコン株式会社

丸文ウエスト株式会社

Marubun USA Corporation

Marubun Taiwan, Inc.

Marubun Semicon (Shanghai) Co., Ltd.

Marubun/Arrow Asia, Ltd.

Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.

Marubun/Arrow (HK) Ltd.

Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd.

Marubun/Arrow (Phils) Inc.

Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd.

丸文ウエスト株式会社については、平成17年5月に新設会社分割の方式により新たに設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありましたMarubun/Arrow Asia, Ltd.は、実質的に支配している状況から判断して、当連結会計年度から連結の範囲に含めることといたしました。

なお、Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.及びMarubun/Arrow (HK) Ltd.は、Marubun/Arrow Asia, Ltd.の100%子法人であります。また、Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd.、Marubun/Arrow (Phils) Inc.及びMarubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd.はMarubun/Arrow Asia, Ltd.の間接保有100%子法人であります。

Marubun Semicon (Shanghai) Co., Ltd.は、平成17年5月にIseco Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.から社名を変更いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

会社名 Marubun/Arrow USA, LLC.

Gradebay, Ltd.

株式会社フォーサイトテクノ

Marubun/Arrow Asia, Ltd.は、当連結会計年度から連結の範囲に含めることとしたため、持分法の適用範囲から除外しております。

Gradebay, Ltd.は、平成17年9月にNordiko, Ltd.から社名を変更いたしました。

(2) 持分法を適用していない関連会社

会社名 株式会社T・M・C

株式会社T・M・Cについては当連結会計年度において、連結子法人丸文通商株式会社が新たに株式を取得しましたが、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰

余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

在外連結子法人等9社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当っては、連結子法人等の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有 価 証 券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ロ. デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

##### ハ. た な 卸 資 産……………主として移動平均法による低価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………主として定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子法人等は、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

投資その他の資産

投 資 不 動 産……………定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費……………支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子法人等は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額を

計上しております。

- ハ. 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

- ニ. 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社及び丸文通商株式会社は、内規による期末要支給額を計上しております。

また、丸文セミコン株式会社についても当連結会計年度から内規による期末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

ハ. ヘッジ方針

主に当社の社内規程である「職務権限規程」、「為替管理規程」及び「デリバティブ取引運用細則」に基づきヘッジ対象に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象となる為替予約の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。金利スワップについては、ヘッジ対象との一体処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却の方法及び期間

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は9百万円少なく計上されております。

なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき当該資産の金額から直接控除しております。

連結貸借対照表の注記

1. 減価償却累計額

(1) 有形固定資産 3,755百万円

(2) 投資その他の資産  
投資不動産 1,766百万円

2. 担保に提供している資産

(1) 建物 532百万円

(2) 土地 593百万円

(3) 投資有価証券 557百万円

(4) 投資不動産 1,145百万円

3. 偶発債務

保証債務 175百万円

手形信託譲渡高 604百万円

連結損益計算書の注記

1株当たりの当期純利益 98円08銭

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益（百万円）	2,674
普通株主に帰属しない金額（百万円）	50
（うち利益処分による役員賞与金）	(50)
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,624
期中平均株式数（千株）	26,754

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

丸文株式会社

取締役会 御中

### 至誠監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	住田光生	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	森永忠昭	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	川和浩	㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、丸文株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第59期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い丸文株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の新規適用に伴うものであり、相当と認める。

### 後発事象

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状況に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第59期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び会計監査人から報告及び説明を受け、また必要に応じて重要な子会社及び連結子会社から会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月17日

丸 文 株 式 会 社 監 査 役 会  
常勤監査役 岸 川 隆 英 ⑩  
常勤監査役 田 中 良 昭 ⑩  
監 査 役 奈 良 久 彌 ⑩  
監 査 役 濱 口 道 雄 ⑩

(注) 監査役奈良久彌、及び監査役濱口道雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

267,666個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第59期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記「添付書類」24頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への配当金額は、業績に対応し決定すべきものであり、かつ長期的安定配当を基本として考え、今後の収益の状況、財務体質の強化等を勘案して決定いたしたいと存じます。

当期の業績は当初の計画を上回ったことから、第59期の利益配当金を従来の1株につき10円から3円増とし、13円（中間配当金を含め、当期の年間配当金は1株につき23円）とさせていただきたいと存じます。

また、役員賞与につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役15名、監査役4名に対し、役員賞与3,470万円（うち監査役賞与160万円）を支給いたしたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）およびその関係法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）を新設するものであります。
- (3) 会社法施行規則第94条第1項等の規定に従い、株主総会に関する情報をより迅速かつ効率的に開示できるよう、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (4) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (5) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、第36条（社外監査役との責任限定契約）を新設するもの

であります。

(6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社に必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12 (条文省略) 13. 前各号に <u>関連</u> する一切の業務	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12 (現行どおり) 13. 前各号に <u>付帯</u> する一切の業務
第3条 (条文省略)  (新 設)	第3条 (現行どおり) <u>(機関)</u>
	<u>第4条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
<u>第4条</u> (条文省略) (発行する株式の総数)	<u>第5条</u> (現行どおり) (発行可能株式総数)
<u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。 (自己株式の取得)	<u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。 (自己の株式の取得)
<u>第6条</u> 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を <u>買い受ける</u> ことができる。  (新 設)	<u>第7条</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項</u> の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 <u>(株券の発行)</u>
	<u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）について株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>および<u>事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議</u>によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き</u>、<u>株式の名義書換</u>、<u>実質株主名簿</u>・<u>株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、<u>その他株式に関する事務</u>は<u>名義書換代理人</u>に<u>取扱わせ</u>、<u>当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類</u>ならびに<u>株式の名義書換</u>、<u>実質株主名簿</u>・<u>株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、<u>その他株式に関する取扱要領</u>および<u>その手数料</u>については、<u>定款の定め</u>によるほか、<u>取締役会</u>の<u>定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、<u>第8条の規定</u>にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>および<u>その事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議</u>をもって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き<u>その他の株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、<u>当社においては取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の<u>株式に関する取扱い</u>および<u>手数料</u>は、<u>法令</u>または<u>本定款</u>のほか、<u>取締役会</u>において<u>定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とするができる。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権のある他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、代理権を証する書面は株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同上の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に10年間保存する。</u></p> <p>第17条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、当社を代表し、取締役会の決議に基づき、当社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長を1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任</u>することができる。</p>	<p>2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第19条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、<u>その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役社長あるいはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第22条</u> (条文省略)</p> <p>2 前項の招集通知は、<u>取締役および監査役の全員の同意を得た場合は、これを省略することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名し、当会社に10年間保存する。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(相談役および顧問の委嘱)</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役、顧問)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条</u> 常勤の監査役は、<u>監査役会の決議により選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 前項の招集通知は、監査役全員の同意を得た場合は、<u>これを省略することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名し、当会社に10年間保存する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に<u>定めるもの</u>のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第36条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または<u>本定款</u>のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等<u>は</u>、株主総会の決議<u>によって定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日<u>から</u>翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第38条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第40条 当社の利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の利益配当金および中間配当金には利息を<u>つけ</u>ない。</p>	<p>(期末配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は</u>その支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>前項の金銭</u>には利息を<u>付</u>けない。</p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

経営体制の一層の強化をはかるため、取締役を増員することとし、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
1	佐藤 誠 (昭和24年8月13日生)	昭和48年4月 ソニー(株)入社 昭和56年3月 住友商事(株)入社 昭和63年7月 同社ドイツ法人機電第二部門長兼ミュンヘン支店長 平成8年4月 同社航空宇宙第一部長 平成14年10月 同社船舶・航空宇宙・車両事業本部長補佐兼輸送機・建機事業部門戦略ビジネス推進委員長 平成16年2月 (株)インスパイア取締役副社長 平成16年6月 同社代表取締役副社長 平成17年9月 当社入社 当社顧問 (現任)	0株
2	岩元 一 明 (昭和29年7月26日生)	昭和52年4月 (株)三菱銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成11年4月 同行シンガポール支店副支店長 平成15年5月 同行アジア本部アジア企画室長 平成18年1月 同行アジア本部アジア法人業務部部长 平成18年5月 同行審議役 平成18年6月 当社入社 当社顧問 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
3	望月 稔之 (昭和30年8月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成10年4月 当社部材事業部東日本営業本部湘南支店長 平成16年4月 当社デバイスカンパニーマーケティング第1本部長 平成18年4月 当社デバイスカンパニーデバイス第1事業部東日本第1本部長(現任)	4,900株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法定の員数を欠いた場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
大野 了一 (昭和24年4月24日生)	昭和51年10月 司法試験合格 昭和54年3月 司法修習終了 昭和54年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)大野法律事務所(現虎ノ門南法律事務所)入所 同事務所パートナー(現任)	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、社外監査役の要件を満たしております。

### 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は平成元年6月28日開催の第42回定時株主総会において、「月額4千万円以内」と、また監査役の報酬額は平成6年6月30日開催の第47回定時株主総会において、「月額5百万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、「会社法」の施行による利益処分での役員賞与支給の廃止、その他諸般の事情を考慮し、またより柔軟な報酬政策が可能になるように月額による表示を年額による表示に改めて、取締役の報酬額を「年額6億円以内」、監査役の報酬額を「年額6千万円以内」とさせていただきたいと存じます。

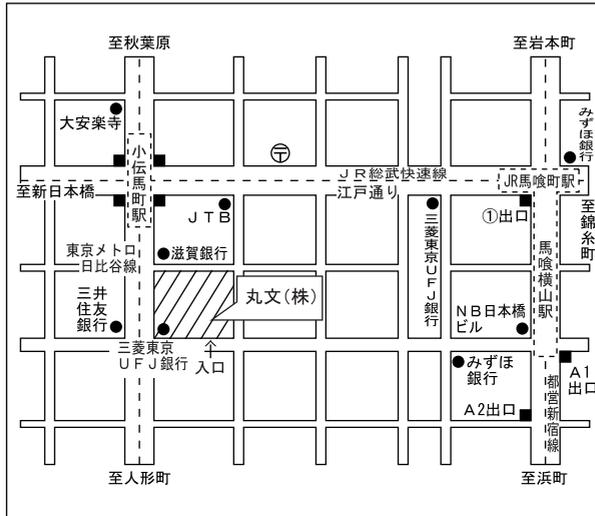
なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は15名ですが、第3号議案をご承認いただきますと18名となります。現在の監査役は4名であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号  
当社4階 会議室  
電話 03 - 3639 - 9801 (代表)



## ■交通のご案内

東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅  
J R 総武快速線 馬喰町駅①出口  
都 営 新 宿 線 馬喰横山駅A 1 または A 2  
出口

(お知らせ) 会場には駐車場設備がございません。誠に申し訳ございませんが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## Recycled paper

この招集通知は、環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。